

四條畷学園短期大学 紀要編集規程

制定 平成17年12月 1日

改正 令和 5年 9月19日

第1条 本誌は、四條畷学園短期大学の研究論文、研究報告、評論、書評、及び研究活動に関する情報を発表することを目的とし、年一回発行する。

第2条 本誌への執筆者ならびに共著者は次の者とする。

- (1) 四條畷学園短期大学専任教員
- (2) 上記専任教員を論文の共著者とした研究分担者
- (3) その他、編纂委員会が認めた者

第3条 本誌に研究論文等の掲載を希望する者は、原則として別に定める執筆要項にしたがって執筆し、投稿の期限までに編纂委員に提出する。

第4条 論文内容は未公刊のものに限る。

第5条 投稿の期限は編纂委員会で決定する。

第6条 著者校正は再校までとする。

第7条 投稿された論文等の掲載順序、印刷方法、体裁は編纂委員会において決定する。

第8条 抜刷は10部までを校費とし、それ以上は自己負担とする。

第9条 掲載された論文等の著作権（公衆送信権を含む）は、原則として四條畷学園短期大学に帰属するものとする。ただし、著者が事前に申し出た上で自己の論文等を利用することは差し支えない。なお、本誌は四條畷学園短期大学のホームページ及び四條畷学園大学・四條畷学園短期大学学術機関リポジトリにおいて公開するものとする。

第10条 この規定の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は令和5年9月19日より施行する。